

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	68
三	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（第三条関係）	73
四	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第四条関係）	74

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

(測定単位及び単位費用)													
<p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>道府県</th> <th>経費の種類</th> <th>測定単位</th> </tr> <tr> <td>一 三略</td> <td>四 厚生労働費</td> <td rowspan="4">町村部人口</td> </tr> <tr> <td>二 五略</td> <td>1 生活保護費</td> </tr> <tr> <td>三 七略</td> <td>八 補正予算償還費</td> </tr> <tr> <td>八 補正予算償還費</td> <td></td> </tr> </table>	道府県	経費の種類	測定単位	一 三略	四 厚生労働費	町村部人口	二 五略	1 生活保護費	三 七略	八 補正予算償還費	八 補正予算償還費	
道府県	経費の種類	測定単位											
一 三略	四 厚生労働費	町村部人口											
二 五略	1 生活保護費												
三 七略	八 補正予算償還費												
八 補正予算償還費													

現行

(測定単位及び単位費用)													
<p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>道府県</th> <th>経費の種類</th> <th>測定単位</th> </tr> <tr> <td>一 三略</td> <td>四 厚生労働費</td> <td rowspan="4">町村部人口</td> </tr> <tr> <td>二 五略</td> <td>1 生活保護費</td> </tr> <tr> <td>三 七略</td> <td>八 補正予算償還費</td> </tr> <tr> <td>八 補正予算償還費</td> <td></td> </tr> </table>	道府県	経費の種類	測定単位	一 三略	四 厚生労働費	町村部人口	二 五略	1 生活保護費	三 七略	八 補正予算償還費	八 補正予算償還費	
道府県	経費の種類	測定単位											
一 三略	四 厚生労働費	町村部人口											
二 五略	1 生活保護費												
三 七略	八 補正予算償還費												
八 補正予算償還費													

<p>十二・十三 略</p> <p>十四 臨時財政対策債償還費</p>	<p>費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十八年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成八年度から平成二十八年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>臨時財政特例対策のため平成八年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>平成八年度から平成二十八年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>臨時財政対策のため平成十三年から平成二十八年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>十二・十三 略</p> <p>十四 臨時財政対策債償還費</p>	<p>費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十七年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成七年度から平成二十七年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>臨時財政特例対策のため平成七年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>平成七年度から平成二十七年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>臨時財政対策のため平成十三年から平成二十七年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>

	<p>十五 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等償還費</p>	<p>平成二十三年度から平成二十八年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>市町村</p>	<p>一〇三 略 四 厚生費 1 生活保護費 2〇5 略 五〇八 略</p>	<p>昭和六十一年度から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十八年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
	<p>十五 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等償還費</p>	<p>平成二十三年度から平成二十七年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>市町村</p>	<p>一〇三 略 四 厚生費 1 生活保護費 2〇5 略 五〇八 略</p>	<p>昭和六十年から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十七年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>

測定単位の 測定単位の数値の算定の基礎	表示	2 略	<p>十一 臨時財政特例債償還費</p> <p>十二 財源対策債償還費</p> <p>十三・十四 略</p> <p>十五 臨時財政対策債償還費</p> <p>十六 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費</p>	<p>臨時財政特例対策のため平成八年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>平成八年度から平成二十八年年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十八年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>平成二十三年年度から平成二十八年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
		3	<p>前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。</p>	

測定単位の 測定単位の数値の算定の基礎	表示	2	<p>十一 臨時財政特例債償還費</p> <p>十二 財源対策債償還費</p> <p>十三・十四 略</p> <p>十五 臨時財政対策債償還費</p> <p>十六 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費</p>	<p>臨時財政特例対策のため平成七年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>平成七年度から平成二十七年年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十七年年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>平成二十三年年度から平成二十七年年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
		3	<p>前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。</p>	

種類		単位
一〇二七七 略 二十八町 村部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による 当該道府県の人口のうち町村（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に 関する事務所を設置する町村（次号において「 福祉事務所設置町村」という。）を除く。）に 係るもの 官報で公示された最近の国勢調査の結果による 当該市（福祉事務所設置町村を含む。）の人口	人 人
二十九市 部人口 三十〇三十 九略 四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成	千円

種類		単位
一〇二七七 略 二十八町 村部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による 当該道府県の人口のうち町村に係るもの 官報で公示された最近の国勢調査の結果による 当該市の人口	人 人
二十九市 部人口 三十〇三十 九略 四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十七年まで各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成	千円

利償還金

二十二年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地

利償還金

二十二年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地

和六十一	四十二 昭略	<p>帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金</p> <p>(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金</p> <p>(6) 激甚災害^{じくじん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金</p> <p>国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担</p>	千円
------	-----------	---	----

和六十年	四十二 昭略	<p>帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金</p> <p>(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金</p> <p>(6) 激甚災害^{じくじん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金</p> <p>国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担</p>	千円
------	-----------	---	----

十八年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額
四十四 地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税
方税の減	割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事
収補填の	業税の減収補填のため、平成八年度から平成十
ため平成	四年度までの各年度において特別に発行を許可
八年度か	された地方債の額の百分の八十に相当する額及
ら平成二	び平成十五年度から平成二十八年度までの各年
十八年度	度において特別に発行について同意又は許可を
までの各	得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、
年度にお	市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人
	千円

十七年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額
四十四 地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税
方税の減	割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事
収補填の	業税の減収補填のため、平成七年度から平成十
ため平成	四年度までの各年度において特別に発行を許可
七年度か	された地方債の額の百分の八十に相当する額及
ら平成二	び平成十五年度から平成二十七年までの各年
十七年度	度において特別に発行について同意又は許可を
までの各	得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、
年度にお	市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人
	千円

<p>いて特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>四十五 臨時財政特例対策のため平成八年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成八年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>四十六 平</p>	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業</p>	<p>千円</p>
----------------------------------	---	---	--	--------------	-------------------------------	-----------

<p>いて特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成七年度から平成二十七年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>四十五 臨時財政特例対策のため平成七年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成七年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>四十六 平</p>	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業</p>	<p>千円</p>
----------------------------------	---	---	--	--------------	-------------------------------	-----------

成八年度 から平成 二十八年 度までの 各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額 四十七・四 十八 略 四十九 臨 時財政対 策のため 平成十三 年度から 平成二十 八年度ま	業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成八年度から平成二十八年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	千円
(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額	

成七年度 から平成 二十七年 度までの 各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額 四十七・四 十八 略 四十九 臨 時財政対 策のため 平成十三 年度から 平成二十 七年度ま	業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成七年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	千円
(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額	

<p>での各年度において特別に起こすことができるとされた地方債の額</p>	<p>成十六年法律第十八号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号) 第五条の規定による</p>
---------------------------------------	---

<p>での各年度において特別に起こすことができるとされた地方債の額</p>	<p>成十六年法律第十八号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号) 第五条の規定による</p>
---------------------------------------	---

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年から平成二十八年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

五十 平成
二十三年
度から平
成二十八
年度まで
の各年度
において
東日本大
震災全国
緊急防災
施策等に
要する費
用に充て

(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額

千円

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方財政法
第三十三条の五の二
第一項の規定により平成二十六年及び平成二十七年
度において起こすこと
ができることとされた地方債の額

五十 平成
二十三年
度から平
成二十七
年度まで
の各年度
において
東日本大
震災全国
緊急防災
施策等に
要する費
用に充て

(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額

千円

4 5 6 略	行について同意又は許可を得た地方債の額 (2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から平成二十八年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額(1)に掲げるものを除く。()	
------------------	---	--

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2
3
4
略

4 5 6 略	行について同意又は許可を得た地方債の額 (2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額(1)に掲げるものを除く。()	
------------------	---	--

- 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。
- 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。
- 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

- 2 前項の測定単位の数値の補正(以下「種別補正」という。)は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

- 3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定め

る方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階

二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いず、算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める

率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができなにか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする度合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八 還費	一〇七 略	八 補正予算償償	昭和六十一年度 から平成十年 度までの各年 度において国 の補正予算等 に係る事	種別補正

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八 還費	一〇七 略	八 補正予算償償	昭和六十年 度から平成 十年までの 各年度に おいて国 の補正 予算等 に係る事	種別補正

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

四 算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。
前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれの割高となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることのできな
いか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乗じて得た数を当該率を用い
ないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>	<p>業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十八年年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>
---------------------------	--	-------------	-------------

<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>	<p>業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十七年年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>
---------------------------	--	-------------	-------------

<p>十二・十三 略</p> <p>十四 臨時財政対</p>	<p>特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p> <p>臨時財政特例 策のため平成八 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p> <p>種別補正</p>	<p>十一 財源対策債 償還費</p> <p>平成二十八年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p> <p>種別補正</p>	<p>十 臨時財政特例 債償還費</p> <p>平成二十八年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p> <p>種別補正</p>
--------------------------------	---	--	---

<p>十二・十三 略</p> <p>十四 臨時財政対</p>	<p>特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p> <p>臨時財政特例 策のため平成七 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p> <p>種別補正</p>	<p>十一 財源対策債 償還費</p> <p>平成二十七年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p> <p>種別補正</p>	<p>十 臨時財政特例 債償還費</p> <p>平成二十七年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p> <p>種別補正</p>
--------------------------------	---	--	---

市町村			
八 補正予算償還費	一〇七略	十五 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等償還費	策債償還費
昭和六十一年度 から平成十年 度までの各年 度	昭 和 六 十 一 年 度 の 各 年 度 に ま だ の 各 年 度 に ま だ の 各 年 度 に	平成二十三年 度から平成二 十八年度まで の各年度にお いて東日本大 震災災全国緊 急防災施策等 に要する費用 に充てるため 発行について 同意又は許可 を得た地方債 の額	ため平成十三 年度から平成 二十八年までの 各年度におい て特別に起こ すことができる こととされた 地方債の額
種別補正		種別補正	

市町村			
八 補正予算償還費	一〇七略	十五 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等償還費	策債償還費
昭和六十年 度から平成十 年度までの各 年度	昭 和 六 十 年 度 の 各 年 度 に ま だ の 各 年 度 に	平成二十三年 度から平成二 十七年度まで の各年度にお いて東日本大 震災災全国緊 急防災施策等 に要する費用 に充てるため 発行について 同意又は許可 を得た地方債 の額	ため平成十三 年度から平成 二十七年まで の各年度にお いて特別に起 こすことができ ることとされ た地方債の額
種別補正		種別補正	

九 地方税減収補 填償償還費	額	において国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正
	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十八年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十八年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
年度から平成二	地方税の減収補 填のため平成八		種別補正

九 地方税減収補 填償償還費	額	において国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正
	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十七年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十七年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
年度から平成二	地方税の減収補 填のため平成七		種別補正

十 臨時財政特例 債償還費	十八年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
十一 財源対策債 償還費	平成八年度から 平成二十八年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正

十 臨時財政特例 債償還費	十七年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
十一 財源対策債 償還費	平成七年度から 平成二十七年 度までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正

6
 12
 略

	<p>十二・十三 略</p> <p>十四 臨時財政対策債償還費</p>	<p>種別補正</p>
<p>十五 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費</p>	<p>臨時財政対策のため平成十三年 度から平成二十 八年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額</p>	<p>種別補正</p>
<p>平成二十三年 度から平成二十 八年度までの各 年度において東 日本大震災全国 緊急防災施策等 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額</p>		

6

前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。

	<p>十二・十三 略</p> <p>十四 臨時財政対策債償還費</p>	<p>種別補正</p>
<p>十五 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費</p>	<p>臨時財政対策のため平成十三年 度から平成二十 七年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額</p>	<p>種別補正</p>
<p>平成二十三年 度から平成二十 七年度までの各 年度において東 日本大震災全国 緊急防災施策等 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額</p>		

7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗又は加算して得た率によるものとする。

8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。

9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。

附則

(平成二十九年) 平成二十九年分の交付税の総額の特例

第四条 平成二十九年分(以下「平成二十九年」という。)に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は

、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に九千九百億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための三千四百六十三億五千二百五十八万三千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)

(第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。))

附則第四条の二第二項の規定において平成二十九年分(以下「平成二十九年」という。)の交付税の総額に算入することとされていた額 三千八百七億円

三 平成二十九年分における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額 六千六百五十億五千七百八十万円

附則

(平成二十八年) 平成二十八年分(以下「平成二十八年」という。)の交付税の総額の特例

第四条 平成二十八年分(以下「平成二十八年」という。)に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は

、第一号から第六号までに掲げる額の合算額に四千億円を加算した額から第七号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための三千四百二十九億九千九百五十万円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十四号)

(第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。))

附則第四条の二第二項の規定において平成二十八年分(以下「平成二十八年」という。)の交付税の総額に算入することとされていた額 三千四百三十六億円

三 平成二十八年分における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額 五千四百六十五億千七百五十万円

四 平成二十八年分における交付税の総額を確保するため第一号及び第二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 二千七百十八億二千七百万円

五 前各号に掲げる額以外の額として平成二十八年度の一般会計補正予算(第2号)により一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り

四 平成二十九年度における借入金の額に相当する額 三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十八年度における借入金に相当する額 三十二兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十九年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 八百二十億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十九年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（平成三十年から平成六十四年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成三十年から平成六十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要

入れられる特例加算額 五百十億円

六 平成二十八年度における借入金に相当する額 三十二兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十七年における借入金に相当する額 三十二兆八千七百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成二十八年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千五百八十四億円

九 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十八年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 千八百一十一億九千万円

（平成二十九年度から平成六十二年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十九年度から平成六十二年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要

な額

2 平成三十年から平成四十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	三億円
平成四十四年度	三億円

3 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一

な額

2 平成二十九年から平成四十三年までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十九年	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	二億円

3 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一

条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を平成三十年度 から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成三十年度 から平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

4 略

（平成三十年度及び平成三十一年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三 平成三十年度及び平成三十一年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図る必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額及び前条第四号

に掲げる額に相当する額を平成二十九年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十九年度から平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

4

第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で平成三十年度及び平成三十一年度の各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

（地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入）

第六条 平成二十九年年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇	人口	一人につき	四五〇円

（地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入）

第六条 平成二十八年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇	人口	一人につき	七九〇円

2 略

市町村	地域経済・雇 用対策費	人口	一人につき 四二〇 円
-----	----------------	----	-------------------

(平成二十九年年度から平成三十一年度までの各年度分の交付税に係る基準
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十九年年度から平成三十一年度までの各年度分の交付税に
限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十九年年度にあつては
第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる
額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成三十年
度及び平成三十一年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で
定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二兆二千七百七十四億八千五百八十八万六千円に当該道府県の控除前財
源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政
需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零

2

市町村	地域経済・雇 用対策費	人口	一人につき 七四〇 円
-----	----------------	----	-------------------

前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表
の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づい
て、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数
値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定める
ところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果に よる当該地方団体の人口	人

(平成二十八年度分
の交付税に係る基準
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十八年度分
の交付税に
限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、
第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる
額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額
とする。

一 二兆千七百一億千九百三十九万四千円
に当該道府県の控除前
財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財
政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、

とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十八年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十七年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十六年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十五年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆六千七百七十八億九千十万六千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十七年における基準財政収入額を旧法

附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十六年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十五年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
（削る）

3 略

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六条の三 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法によ

四 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第七条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法によ

り、算定するものとする。

(分離課税所得割交付金の基準財政収入額への算入)

第七条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、指定都市を包括する道府県にあつては同条第一項の規定により算定した額から当該道府県の地方税法附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金（以下この条において「分離課税所得割交付金」という。）の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市にあつては同項の規定により算定した額に当該指定都市の分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の二 当分の間、指定都市を包括する各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を控除した額とし、指定都市を包括する道府県以外の各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、同項の規定により算定した額に同号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額

り、算定するものとする。

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の二 当分の間、

各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあつては同条第一項の規定によつて算定した額に当該超える

額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げ

とする

一 各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の道府県民税の所得割について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号。附則第七条の四において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第二号において「平成二十九年改正前の地方税法」という。）第三十五条の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。第一条の規定

による改正前の地方税法（次項第三号において「平成十八年改正前の地方税法」という。）第三十五条及び第五十条の四の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

2 当分の間、各指定都市に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第二号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額

る額が第一号に掲げる額を超える場合にあつては同項の規定によつて算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする

一 各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。次項第二号において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法

第三十五条及び第五十条の四の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

2 当分の間、

を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、指定都市以外の各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額に当該超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一 各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百十四条の六の規定の適用がなく、かつ、平成十八年改正前の地方税法

附則第四十条第五項の規定により読み替えられた平成十八年改正前の地方税法

第三百十四条の三及び第三百二十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

各市町村

に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあっては同条第一項の規定によつて算定した額に当該超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合にあっては同項の規定によつて算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一 各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百十四条の六の規定の適用がなく、かつ、地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第四十条第五項の規定により読み替えられた地方税法等改正

法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の三及び第三百二十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の三 略

2 略

(平成二十九年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 平成二十九年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法

(地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の三 当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定

に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

(平成二十八年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 平成二十八年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法

律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成二十九年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。

律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）

の施行による個人の道府県民税に係る平成二十八年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。

（）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二

（）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）及び平成二十八年所得税法等改正法 の施行による法人の道府県民税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二

十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十九年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十九年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十九年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十九年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災

十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）及び平成二十八年地方税法等改正法
の施行による不動産取得税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法
の施行による自動車取得税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災

特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五

特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五

年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき平成二十九年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないこと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けること

年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき平成二十八年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないこと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けること

ができる。

(平成二十九年年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十九年年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十九年年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十九年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千四百六十三億五千二百五十八万三千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十九年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額 及び平成二十九年年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額とする。

(平成二十九年年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十一年度における交付等)

第十二条 平成二十九年年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十九年年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成二十九年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の

ができる。

(平成二十八年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十八年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十八年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千四百二十九億九千五百十万円）の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十八年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、同号に掲げる額及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、同号に掲げる額及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十九年度における交付等)

第十二条 平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十八年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成二十八年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の

額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十九年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成二十九年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成三十年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十九年度及び平成三十年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業

額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成二十八年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十九年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十九年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十九年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十九年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業

の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十九年年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十九年年度震災復興特別交付税額を、平成三十年年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十九年年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（平成二十九年年度及び平成三十年年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 平成二十九年年度及び平成三十年年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十九年年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十九年年度震災

の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十八年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額を、平成二十九年年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（平成二十八年度及び平成二十九年年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 平成二十八年度及び平成二十九年年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十八年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十八年度震災

復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額のうち平成二十八年度において交付された額を控除した額」と、平成三十年年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額のうち平成二十九年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 平成二十九年度及び平成三十年年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成三十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額のうち平成二十七年度において交付された額を控除した額」と、平成二十九年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額のうち平成二十八年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成三十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2

前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省

3 平成三十一年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 平成三十年年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 八、三六六、〇〇〇 円
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき 一四一、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき 二、〇〇七、〇〇〇
	2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき 一八一、〇〇〇
	3 港湾費	港湾における係留施設	一メートルにつき 二八、二〇〇

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 八、四〇三、〇〇〇 円
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき 一四六、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき 一、九七二、〇〇〇
	2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき 一七五、〇〇〇
	3 港湾費	港湾における係留施設	一メートルにつき 二八、一〇〇

4 特別支援 学校費	3 高等学校 費	2 中学校費	1 小学校費	三 教育費		4 その他の 土木費	の延長 の延長													
				教職員数	生徒数															教職員数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六、一九四、〇〇〇	五五、一〇〇	六、五二二、〇〇〇	六、三三三、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇		一、三九〇														六、一八〇

4 特別支援 学校費	3 高等学校 費	2 中学校費	1 小学校費	三 教育費		4 その他の 土木費	の延長 の延長													
				教職員数	生徒数															教職員数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六、一〇二、〇〇〇	五六、六〇〇	六、五九九、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二一〇、〇〇〇		一、四二〇														六、三〇〇

5 労働費	健福祉費	4 高齢者保 六十五歳以 上人口	3 衛生費	2 社会福祉 費	1 生活保護 町村部人口	四 厚生労働費		5 その他の 教育費	学級数
						の 数	人口		
一人に	つき	一人に	一人に	一人に	一人に	九、三三〇	二八六、〇〇〇	つき	一学級 につき
四四七	九三、七〇〇	四八、三〇〇	一四、七〇〇	一五、一〇〇				二、二〇〇	二、〇二八、〇〇〇

5 労働費	健福祉費	4 高齢者保 六十五歳以 上人口	3 衛生費	2 社会福祉 費	1 生活保護 町村部人口	四 厚生労働費		5 その他の 教育費	学級数
						の 数	人口		
一人に	つき	一人に	一人に	一人に	一人に	九、三一〇	二八二、七〇〇	つき	一学級 につき
四六一	一〇三、〇〇〇	五三、五〇〇	一四、八〇〇	一四、一〇〇				二、一一〇	二、〇七四、〇〇〇

七 災害復旧費		3 地域振興費		2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		2 林野行政費		1 農業行政費		五 産業経済費
業費の財源	災害復旧事	人口	者数	恩給受給権	世帯数	人口	人口	水産業者数	面積	公有林野の面積	林野の面積	公有以外の面積	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数
つき	千円に	一人に	つき	一人に	一世帯につき	一人に	一人に	一人に	タールにつき	一ヘクタール	タールにつき	一ヘクタール	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	つき
	九五〇	六〇七		一、〇六七、〇〇〇		五、九三〇	一、九八〇	三三五、〇〇〇		一五、三〇〇		五、〇一〇	一一〇、〇〇〇					

七 災害復旧費		3 地域振興費		2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		2 林野行政費		1 農業行政費		五 産業経済費
業費の財源	災害復旧事	人口	者数	恩給受給権	世帯数	人口	人口	水産業者数	面積	公有林野の面積	林野の面積	公有以外の面積	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数
つき	千円に	一人に	つき	一人に	一世帯につき	一人に	一人に	一人に	タールにつき	一ヘクタール	タールにつき	一ヘクタール	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	つき
	九五〇	六三六		一、〇七九、〇〇〇		六、〇二〇	二、〇一〇	三三五、〇〇〇		一五、二〇〇		五、〇〇〇	一一三、〇〇〇					

八 補正予算債 償還費		昭 和 六 十 一	千 円 に
に充てるた	昭 和 六 十 一 年 度 か ら 平 成 十 年 度 ま の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	八〇〇	
め発行につ			
いて同意又			
は許可を得			
た地方債に			
係る元利償			
還金			
年度から平			
成十年			
度			
の各年度			
において国			
の補正予算			
等に係る事			
業費の財源			
に充てるた			
め発行を許			
可された地			
方債に係る			
元利償還金			
平成十一年			
度から平成			
十四年度ま			
つき			
千円に			
五五			

八 補正予算債 償還費		昭 和 六 十 年	千 円 に
に充てるた	昭 和 六 十 一 年 度 か ら 平 成 十 年 度 ま の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	八〇〇	
め発行につ			
いて同意又			
は許可を得			
た地方債に			
係る元利償			
還金			
度から平			
成十年			
度			
の各年度			
において国			
の補正予算			
等に係る事			
業費の財源			
に充てるた			
め発行を許			
可された地			
方債に係る			
元利償還金			
平成十一年			
度から平成			
十四年度ま			
つき			
千円に			
五五			

九 地方税減収
補填償還費

で及び平成 十六年度か ら平成二十 八年度まで の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	地方税の減 収補填のた つき	千円に
--	----------------------	-----

二四

九 地方税減収
補填償還費

で及び平成 十六年度か ら平成二十 七年度まで の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	地方税の減 収補填のた つき	千円に
--	----------------------	-----

二四

十 臨時財政特 例債償還費		十一 財源対策 債償還費	
意又は許可 を得た地方 債の額	臨時財政特 例対策のた め平成八年 度から平成 十二年度ま での各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額	平成八年度 から平成二 十八年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を	千円に つき
二九			二三

十 臨時財政特 例債償還費		十一 財源対策 債償還費	
意又は許可 を得た地方 債の額	臨時財政特 例対策のた め平成七年 度から平成 十二年度ま での各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額	平成七年度 から平成二 十七年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を	千円に つき
三一			二三

十三 臨時税収	十二 減税補填										得た地方債 の額	
	債償還費											
臨時税収補 額	た地方債の こととされ とができる に起こすこ において特別 該各年度に するため当 減収を補填 の各年度の 八年度まで から平成十 平成十年 度まで及び ら平成八年 成六年度か 等による平 る特別減税 県民税に係 つぎ	個人の道府 千円に										
一九												六二

十三 臨時税収	十二 減税補填										得た地方債 の額	
	債償還費											
臨時税収補 額	た地方債の こととされ とができる に起こすこ において特別 該各年度に するため当 減収を補填 の各年度の 八年度まで から平成十 平成十年 度まで及び ら平成八年 成六年度か 等による平 る特別減税 県民税に係 つぎ	個人の道府 千円に										
一九												六三

		市町村		償還費 度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額
		一 消防費	人口	
		二 土木費	一人に つき	
		1 道路橋り よう費	道路の面積 千平方 メートル	七三、五〇〇
		道路の延長 メートル	一人に つき 一九三、〇〇〇	

		市町村		償還費 度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額
		一 消防費	人口	
		二 土木費	一人に つき	
		1 道路橋り よう費	道路の面積 千平方 メートル	七五、二〇〇
		道路の延長 メートル	一人に つき 一九三、〇〇〇	

		4 公園費		3 都市計画費				2 港湾費									
面積	都市公園の	人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	港湾におけ
メートル	千平方	一人に	一人に	つき	一人に	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー
	三六、三〇〇		五三〇		九八八			四、三六〇			一〇、五〇〇			六、一八〇			二七、一〇〇

		4 公園費		3 都市計画費				2 港湾費									
面積	都市公園の	人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	港湾におけ
メートル	千平方	一人に	一人に	つき	一人に	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー
	三六、三〇〇		五三一		九五七			四、四〇〇			一〇、七〇〇			六、三〇〇			二六、六〇〇

4	3		2		1		6	5	
その他の 教育費	高等学校 費		中学校費		小学校費		その他の 土木費	下水道費	
人口	教職員数		生徒数		児童数		人口	人口	
一人に つき	一人に つき		一人に つき		一人に つき		一人に つき	一人に つき	
五、一四〇	六、五六三、〇〇〇	八、五九四、〇〇〇	一、〇四二、〇〇〇	四〇、七〇〇	九、〇七九、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	四三、二〇〇	一、七〇〇	九四

4	3		2		1		6	5	
その他の 教育費	高等学校 費		中学校費		小学校費		その他の 土木費	下水道費	
人口	教職員数		生徒数		児童数		人口	人口	
一人に つき	一人に つき		一人に つき		一人に つき		一人に つき	一人に つき	
五、〇九〇	六、六六八、〇〇〇	八、七七八、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	四〇、四〇〇	九、一八一、〇〇〇	八二八、〇〇〇	四三、一〇〇	一、六八〇	九四

		四 厚生費							
1	生活保護費	市部人口	一人に	九、五二〇					
2	社会福祉費	人口	一人に	二二、三〇〇					
3	保健衛生費	人口	一人に	七、七八〇					
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人に	六三、八〇〇					
		七十五歳以上人口	一人に	八二、二〇〇					
5	清掃費	人口	一人に	五、〇八〇					
五 産業経済費									
1	農業行政費	農家数	一戸に	八三、四〇〇					
2	林野水産費	林業及び水	一人に	二九一、〇〇〇					
									三六九、〇〇〇

		四 厚生費							
1	生活保護費	市部人口	一人に	九、五二〇					
2	社会福祉費	人口	一人に	二一、一〇〇					
3	保健衛生費	人口	一人に	七、八二〇					
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人に	七〇、九〇〇					
		七十五歳以上人口	一人に	九〇、六〇〇					
5	清掃費	人口	一人に	五、〇七〇					
五 産業経済費									
1	農業行政費	農家数	一戸に	八一、五〇〇					
2	林野水産費	林業及び水	一人に	二六九、〇〇〇					
									三六〇、〇〇〇

行政費	産業の従業者数	つき	3 商工行政		六 総務費		1 徴税費		2 戸籍住民基本台帳費		3 地域振興費		七 災害復旧費	
			人口	一人につき	世帯数	一世帯につき	戸籍数	一籍につき	世帯数	一世帯につき	面積	一平方キロメートルにつき	災害復旧事業費の財源	千円につき
	一、二四〇						四、三八〇		一、一七〇			一、〇三八、〇〇〇		九五〇

行政費	産業の従業者数	つき	3 商工行政		六 総務費		1 徴税費		2 戸籍住民基本台帳費		3 地域振興費		七 災害復旧費	
			人口	一人につき	世帯数	一世帯につき	戸籍数	一籍につき	世帯数	一世帯につき	面積	一平方キロメートルにつき	災害復旧事業費の財源	千円につき
	一、二八〇						四、五三〇		一、一九〇			一、〇四三、〇〇〇		九五〇

十二 財源対策 債償還費		十一 臨時財政 特例債償還費	
の財源対策	十八年度までの各年度	の各年度	二十八年度までの各年度
	から平成二	から平成二	から平成二
	つぎ	つぎ	つぎ
	千円に	千円に	千円に
	二二		二九

十二 財源対策 債償還費		十一 臨時財政 特例債償還費	
の財源対策	十七年度までの各年度	の各年度	二十七年度までの各年度
	から平成二	から平成二	から平成二
	つぎ	つぎ	つぎ
	千円に	千円に	千円に
	二二		三一

の た め 当 該	各 年 度 に お い て 発 行 に つ い て 同 意	又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額	十三 減 税 補 填 債 償 還 費	個 人 の 市 町 千 円 に つ き	村 民 税 に 係 る 特 別 減 税 等 に よ る 平 成 六 年 度 か ら 平 成 八 年 度 ま で 及 び 平 成 十 年 度 か ら 平 成 十 八 年 度 ま で の 各 年 度 の 減 収 を 補 填 す る た め 当 該 各 年 度 に お い て 特 別 に 起 こ す こ
-----------------------	---	--	--	--	---

六三

の た め 当 該	各 年 度 に お い て 発 行 に つ い て 同 意	又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額	十三 減 税 補 填 債 償 還 費	個 人 の 市 町 千 円 に つ き	村 民 税 に 係 る 特 別 減 税 等 に よ る 平 成 六 年 度 か ら 平 成 八 年 度 ま で 及 び 平 成 十 年 度 か ら 平 成 十 八 年 度 ま で の 各 年 度 の 減 収 を 補 填 す る た め 当 該 各 年 度 に お い て 特 別 に 起 こ す こ
-----------------------	---	--	--	--	---

六四

十四	臨時税収 補填償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができないこととされた地方債の額	千円に	五三
十五	臨時財政 対策償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十八年までの各年度において特別に起こすことができないこととされることとされた地方債の額	千円に	六三

十四	臨時税収 補填償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができないこととされた地方債の額	千円に	五三
十五	臨時財政 対策償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十七年までの各年度において特別に起こすことができないこととされることとされた地方債の額	千円に	六四

別表第二(第十二条第五項関係)

道府県	団体の種類	地方	測定単位	単位費用	債の額	を 得 た 地 方	意 又 は 許 可	に つ い て 同	る た め 発 行	費 用 に 充 て	等 に 要 す る	急 防 災 施 策	震 災 全 国 緊	て 東 日 本 大	年 度 に お い	度 ま で の 各	償 還 費	防 災 施 策 等 債	震 災 全 国 緊 急	十 六 東 日 本 大	の 額	れ た 地 方 債	
人口																					平成二十三年	の額	れた地方債
一人につき																					千円に		
九、八〇〇																					一〇三		
円																							

別表第二(第十二条第五項関係)

道府県	団体の種類	地方	測定単位	単位費用	債の額	を 得 た 地 方	意 又 は 許 可	に つ い て 同	る た め 発 行	費 用 に 充 て	等 に 要 す る	急 防 災 施 策	震 災 全 国 緊	て 東 日 本 大	年 度 に お い	度 ま で の 各	償 還 費	防 災 施 策 等 債	震 災 全 国 緊 急	十 六 東 日 本 大	の 額	れ た 地 方 債	
人口																					平成二十三年	の額	れた地方債
一人につき																					千円に		
一〇、三九〇																					一〇三		
円																							

市町村		面積
面積	人口	面積
一平方キロメートルにつき	一人につき	一平方キロメートルにつき
二、四二六、〇〇〇	一八、三八〇	一、二一九、〇〇〇
	円	

市町村		面積
面積	人口	面積
一平方キロメートルにつき	一人につき	一平方キロメートルにつき
二、四三七、〇〇〇	一九、〇八〇	一、二三四、〇〇〇
	円	

改正案

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、平成二十九年度から平成六十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年度にあつては三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円を、平成三十年から平成三十六年度までの各年度にあつては三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十七年度から平成六十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
平成三十年	四千億円
平成三十一年	四千億円

現 行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、平成二十八年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年度にあつては三十二兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十九年度から平成三十三年度までの各年度にあつては三十二兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
平成二十九	五千億円
平成三十年	六千億円
平成三十一年	七千億円

平成三十二年	五千億円
平成三十三年	六千億円
平成三十四年	七千億円
平成三十五年	八千億円
平成三十六年	九千億円

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の子の繰入れの特例)

第五条 平成二十九年に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十九年にあっては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同条第七号に掲げる額を減額した額とし、平成三十年から平成三十三年までの各年度にあっては第二十四条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十四年から平成三十八年までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げ

平成三十二年	八千億円
平成三十三年	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
 3 第一項の規定による借入金の子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金の子の繰入れの特例)

第五条 平成二十八年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十八年にあっては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に二百億円を加算した額から同条第九号に掲げる額を減額した額とし、平成二十九年から平成三十三年までの各年度にあっては第二十四条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十四年から平成三十八年までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げ

る額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年及び平成四十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百三十三億円
平成三十三年 度	二千九十二億円
平成三十四年 度	千六百五十六億円
平成三十五年 度	千二百十七億円
平成三十六年 度	八百三十四億円
平成三十七年 度	五百二十五億円
平成三十八年 度	二百八十五億円
平成三十九年 度	百三十四億円
平成四十年 度	四十一億円
平成四十一年 度	十四億円
平成四十二年 度	七億円
平成四十三年 度	三億円

る額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年 度 にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百三十三億円
平成三十三年 度	二千九十二億円
平成三十四年 度	千六百五十六億円
平成三十五年 度	千二百十七億円
平成三十六年 度	八百三十四億円
平成三十七年 度	五百二十五億円
平成三十八年 度	二百八十五億円
平成三十九年 度	百三十四億円
平成四十年 度	四十一億円
平成四十一年 度	十四億円
平成四十二年 度	七億円
平成四十三年 度	二億円

平成四十四年度

三億円

- 二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十年から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円
- 三・四 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

平成三十九年度から

三億円

- 二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十九年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円
- 三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百一十一億千九百万円
- 四 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れられるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定に

3 平成二十九年においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

よる交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成二十八年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（平成二十九年度から平成三十一年度までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十九年度から平成三十一年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（平成二十六年年度から平成二十八年年度までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十六年年度から平成二十八年年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p> <p>2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（地方特例交付金の額）</p> <p>第三条 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項）において「地方特例交付金総額」という。）とする。</p> <p>2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（各都道府県にあつては当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額、各市町村にあつては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。</p>	<p>（地方特例交付金の額）</p> <p>第三条 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第四項において「地方特例交付金総額」という。）とする。</p> <p>2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の総額は、地方特例交付金総額の五分の二に相当する額（次項において「都道府県交付金総額」という。）とする。</p> <p>3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額は、都道府県交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。</p> <p>4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の総額は、</p>

地方特例交付金総額の五分の三に相当する額（次項において「市町村交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、市町村交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（算定の時期等）

第四条 総務大臣は、前条第三項及び第五項の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

（基準財政収入額の算定方法の特例）

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条に規定する地方特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」と

（算定の時期等）

第四条 総務大臣は、前条第二項の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 略

（基準財政収入額の算定方法の特例）

第八条 略

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準
 財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の
 適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

十二 市町村たば こ税都道府県交 付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村 たばこ税の課税標準数量等
---------------------------	--

とあるのは

十二 市町村たば こ税都道府県交 付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村 たばこ税の課税標準数量等
十二の二 地方特 例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号） 第三条第二項の規定により算定した地方特例交 付金の額

と、同項の表市町村の項中

十四 軽油引取税 前年度の軽油引取税交付金の交付額

あるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五
 の額、当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律
 第二条に規定する地方特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指
 定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「
 当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指
 定市の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定
 する地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準
 財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の
 適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

十二 市町村たば こ税都道府県交 付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村 たばこ税の課税標準数量等
---------------------------	--

とあるのは

十二 市町村たば こ税都道府県交 付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村 たばこ税の課税標準数量等
十二の二 地方特 例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号） 第三条第三項の規定により算定した地方特例交 付金の額

と、同項の表市町村の項中

十四 軽油引取税 前年度の軽油引取税交付金の交付額

交付金		交付金	
とあるのは		とあるのは	
十四 軽油引取税 交付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額	十四 軽油引取税 交付金	
十四の二 地方特 例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律第三条第二項の規定により 算定した地方特例交付金の額	十四の二 地方特 例交付金	
とする。		とする。	